## ◎新潟県告示第399号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年12月新潟県告示第3296号)の一部を次のように改正し、令和 4年4月1日から実施する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加え、同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条を除く。以下「改正後部分」という。) に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)が 存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には 当該改正後部分を加える。

 改 正 後
 改 正 前

(参加資格の承継)

- 第8条 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつた者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第2条第1項第2号若しくは第4号から第8号まで若しくは同条第1項第2号又は第4号に規定する者にあつては、当該営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。)である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により参加資格を承継しようとする 者<u>(次条第1項に規定するものを除く。)</u>は、別に 定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提 出しなければならない。

(1)~(5) (略)

(6) 総合評定値通知書の写し(申請者が当該<u>営業</u> 若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相 続のあつたときに経営事項審査を受けることを 要しない者である場合を除く。)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

<u>(11)</u> (略)

 $3 \sim 5$  (略)

第8条の2 前条第1項の規定により参加資格を承継しようとする者(法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定による承継に

(参加資格の承継)

- 第8条 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつた者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第2条第1項第2号若しくは第4号から第8号まで若しくは同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者(同条第1項第2号又は第4号に規定する者にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。)である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により参加資格を承継しようとする 者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類 を知事に提出しなければならない。

(1)~(5) (略)

- (6) 営業又は事業を承継した時の貸借対照表
- (7) 総合評定値通知書の写し(申請者が当該事業の譲渡、合併又は分割のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者である場合を除く。)

(8) (略)

<u>(9)</u> (略)

(10) (略)

<u>(11)</u> (略)

<u>(12)</u> (略)

 $3 \sim 5$  (略)

- 係る認可(以下「承継認可」という。)を受けた者に限る。)は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 前条第2項第1号及び第4号から第11号まで に掲げる添付書類
- (2) 建設業承継認可通知書の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、承継認可を受けた申 請者が当該承継認可を受けた日から20日以内に前 項の申請をする場合には、前条第2項第4号に掲 げる添付書類を提出することを要しない。この場 合において、当該申請者は、法の規定による建設 業者としての地位を承継する日(以下「地位承継 日」という。)から30日以内に法人の登記事項証明 書を知事に提出しなければならない。
- 3 承継認可を受けた申請者が当該承継認可を受けた日から20日以内に第1項の申請をした場合において、地位承継日が知事から参加資格を承継させる旨の通知を受けた日又は参加資格を承継させない旨の通知を受けた日(以下「通知受理日」という。)の前日以前であるときは、同項の申請の日又は地位承継日のいずれか遅い日から通知受理日までは、被承継人に対して認めた参加資格は、当該申請者に対して認めたものとみなす。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の 申請があった場合について準用する。